平成26年度国民健康保険税が変わります

問合せ
保険税の計算・納付方法　課税課保険税係　☎㉚9114
保険税の支払い　税制収納課徴収係　☎㉚9111
口座振替　税制収納課税制管理係　☎㉚9110
資格や手続き　保険課国保年金係　☎㉚9159

国民健康保険税の賦課限度額を変更

一年間の所得が基準額以下の世帯は、国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

このうち、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯を平成26年度から拡大しました。

国民健康保険税の賦課限度額

	平成25年度	平成26年度
後期高齢者支援金分	14万円	16万円
介護保険分	12万円	14万円

平成26年度から国民健康保険税の「後期高齢者支援金分」「介護保険分」の賦課限度額を変更しました。

国民健康保険税の軽減制度を拡大

国保税の税額は、世帯内の加入者にそれぞれの「所得割」・「資産割」・「均等割」・「平等割」の4つの合計で、世帯ごとに計算し、納税義務者である世帯主に課税されます。また、年度の途中で加入者数などに異動があった場合は、月割での計算となります。

国民健康保険税の軽減制度の拡大

	平成25年度	平成26年度
5割軽減基準額	（基礎控除額33万円）＋24.5万円×（世帯主を除く被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	（基礎控除額33万円）＋24.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）
2割軽減基準額	（基礎控除額33万円）＋33万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	（基礎控除額33万円）＋45万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

納付方法

納付方法には、特別徴収と普通徴収があります。

●特別徴収

国保税を年金から天引きして納付する方法です。

特別徴収の対象になる人は、国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、年額18万円以上の年金を受給している人です。

ただし、年度途中で75歳になる人や、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が特別徴収する年金額の2分の1を超える場合などは特別徴収を行いません。なお、希望する人は、口座振替により納付することもできます。

●普通徴収

特別徴収に対し、納付書や口座振替で納付する方法です。

納税通知書は7月中旬に世帯主に送付します。詳しくは、納税通知書や通知に同封される「国保のしおり」をご覧ください。

国保税の納期

月	普通徴収 年8回納付	特別徴収 年6回天引
4月		○
5月		
6月		○
7月	○第1期	
8月	○第2期	○
9月	○第3期	
10月	○第4期	○
11月	○第5期	
12月	○第6期	○
1月	○第7期	
2月	○第8期	○

※普通徴収の納期限は、各該当月の月末（ただし12月は25日）納期限が土・日、祝・休日の場合は、その翌週の月曜日

後期高齢者医療保険制度の保険料が変わります

問合せ
保険料の計算・納付方法　課税課保険税係　☎㉚9114
保険料の支払い　税制収納課徴収係　☎㉚9111
口座振替　税制収納課税制管理係　☎㉚9110
医療制度の資格や手続き　保険課医療係　☎㉚9160

広島県後期高齢者医療広域連合では、2年ごとに保険料率を見直すこととしており、保険料率は、広島県内均一です。

平成26・27年度分の新しい保険料率が決定され、保険料率は下の表のとおりです。

なお、平成26年度の保険料額決定通知書は、7月中旬にお届けします。

後期高齢者医療制度の保険料率表

	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額	43,735円	44,032円
所得割率	8.35％	8.43％

※後期高齢者医療制度の保険料は、均等割額と所得割額の合計です
※所得割額＝（総所得金額－基礎控除（33万円））×8.43％
※所得の低い世帯の被保険者や健保組合（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった人は、平成26年度も同じく軽減措置があります。

納付方法

保険料の納付方法は、原則、特別徴収（年金天引き）です。

ただし、特別徴収の事由に該当しない人、年度途中で75歳になった人や他市町村から転入した人は、普通徴収（納付書・口座振替）となります。

なお、納付方法を特別徴収から口座振替による普通徴収に変更することができます。変更する場合は、納付方法変更申立書と口座振替依頼書の提出が必要ですので、課税課に問い合わせてください。

後期高齢者医療制度の保険料の納期

月	普通徴収 年8回納付	特別徴収 年6回天引
4月		○
5月		
6月		○
7月	○第1期	
8月	○第2期	○
9月	○第3期	
10月	○第4期	○
11月	○第5期	
12月	○第6期	○
1月	○第7期	
2月	○第8期	○

※普通徴収の納期限は、各該当月の月末（ただし12月は25日）納期限が土・日、祝・休日の場合は、その翌週の月曜日

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付が6月30日(月)から始まります

問合せ
社会課社会援護係　☎㉚9220
児童課児童家庭係　☎㉚9153

平成26年4月から消費税率が8％へ引き上げられたため、低所得者および子育て世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

●臨時福祉給付金

支給対象者

基準日（平成26年1月1日）に、次の要件をすべて満たす人。

・本市の住民基本台帳に登録されている
・平成26年度の市民税（均等割）が課税されていない、また市民税が課税される方に扶養されていない
・生活保護制度の被保護者ではない

支給額

対象者1人につき1万円（1回限り）

申請書などを確認・審査し、原則として指定の口座に振り込みます。

※支給対象者の中で次に該当する人は、5千円が加算されます。（複数の手当などを受給されていても、加算額は1人につき5千円が上限）

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など

申請期間・方法

6月30日(月)～12月26日(金)

該当者には6月下旬に案内文と申請書を送付しますので、内容を確認し、必要事項を記入し申請してください。なお、申請期間を過ぎると受け付けができませんので、必ず申請期間内に手続きを済ませてください。

配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

配偶者からの暴力を理由に避難しているため、基準日（平成26年1月1日）時点で本市に住民票を移していない人は、事前に申し出ることにより、支給申請を行うことができます。ただし、一定の要件を満たす必要があるため、担当課まで問い合わせてください。

●子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

基準日（平成26年1月1日）に、次の要件をすべて満たす人。

・平成26年1月分の児童手当（特別給付を含む）の受給者
・平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない
・臨時福祉給付金の対象者および生活保護制度の被保護者ではない

支給額

対象児童1人につき1万円（1回限り）

申請書類などを確認・審査し、原則として児童手当振込口座へ給付金を振り込みます。

※対象者となる児童は、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童（平成26年1月1日に生まれた児童を含む）

申請期間・方法

6月30日(月)～12月26日(金)

該当者には6月下旬に案内文と申請書を送付しますので、内容を確認し、必要事項を記入し申請してください。なお、申請期間を過ぎると受け付けができませんので、必ず申請期間内に手続きを済ませてください。

公務員の場合は、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市区町村で申請を受け付け、支給します。勤務先から児童手当受給状況の証明書や申請書が配布されますので、申請期間内の手続きをお願いします。

●受付窓口

申請書の提出は、同封の返信用封筒を利用してください。

なお、申請期間中は、市役所本庁1階101会議室に特設窓口を開設します。また、各支所の福祉グループでも受け付けます。

窓口での受付時間は、8時30分から17時15分まで。（土・日曜日、祝・休日を除く）

また、6月30日から専用ダイヤルを開設します。

●臨時福祉給付金専用ダイヤル
（0120）082922

●子育て世帯臨時特例給付金専用ダイヤル
（0120）082933

特殊詐欺などに注意

「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を装った「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。

◆市や厚生労働省などの職員がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

◆「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。